

税額控除を活用しましょう（上谷）

現在、一定規模の設備投資を行ったり人材の雇用を行ったりした中小企業者等に対して税額控除制度が設けられています。設備投資等を検討されている方々はぜひこの制度を活用して節税を図りましょう。

① 中小企業等投資促進税制

新品の適用対象資産(※1)を取得または製作し、指定事業の用に供した場合→取得価額の7%相当額を控除

(※1)機械及び装置で1台の取得価額160万円以上のもの、ソフトウェアで取得価額70万円以上のものなど

② 生産性向上設備投資促進税制（こちらの税制は大企業でも適用可能です）

先端設備(工業会等の証明が必要)、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備(経産省の確認が必要)のうち取得価額要件(※2)を満たすものを導入した場合→取得価額の4%相当額(建物または構築物は2%)を控除

(※2)機械装置で1台160万円以上、建物または構築物で1単位120万円以上のもの、工具器具備品で
単品120万円以上 など

③ 所得拡大促進税制（こちらの税制は大企業でも適用可能です）

国内雇用者に対して給与等を支給し、給与等が増加した場合→給与等の増加額の10%相当額を控除

但し、下記要件を満たす必要があります。

- ・給与等支給額が基準事業年度より一定割合以上増加している
- ・適用年度の給与等支給額及び平均給与等支給額が前事業年度以上である

なお、上記税額控除はそれぞれ法人税額（事業所得にかかる所得税額）×20%相当額が限度となります。設備や人材に積極的に投資をされた事業者様はぜひこの税額控除を活用して下さい。

銀行との取引のポイント（橋本）

銀行と取引する際には以下のポイントを押さえておきましょう。

① 金利負担を気にせずに、借りられるときに借りておく

⇒融資を過剰に受けてしまう時のリスクは余分な金利を負担することです。

対して、必要最小限の資金のみ調達して余分な資金を調達しない場合のリスクは資金が枯渇して会社の継続が困難（倒産）になることです。確かに金利負担は無駄だと感じられるかもしれませんが、万が一に備えた保証料と考えるなら無駄ではないともいえます。

② 取引銀行は分相応が良い

⇒規模の大きな銀行は融資ロットが大きく金利は低めですが、融資審査が厳しい傾向にあります。対して規模の小さな銀行は融資ロットが小さく金利は高めですが、その分融資審査は比較的厳しくないケースも見られます。一長一短がありますので現状の会社の状況に合った最適な銀行とお付き合いするようにしてください。

③ 運転資金は毎年借りなおす。

⇒運転資金はある種資本的性質をもつものです。当然ながら借入は新たに借りなければ残高が減り資金は減少することになりますので、完済するのではなく、毎年返済分を借りなおして残高を維持して資金繰りを安定化することも有効です。

当社では資金コンサルティング部門があり、銀行融資をお手伝いするサービス（銀行融資プランニングサービス）や資金繰り管理サービス（資金繰りモニタリングサービス）を提供させて頂いております。銀行出身のスタッフがご対応させて頂いておりますので、ご興味があればぜひ当社までご相談ください。